

秋田県告示第240号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定に基づき、公示する。

令和6年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年8月28日（水） 午前10時30分から午後3時55分まで

(2) 場所

〒010-0001 秋田市中通二丁目6番1号 ANAクラウンプラザホテル秋田

（収容人数等の都合により、上記以外の場所で試験を実施することもあるが、その場合は別途連絡する。）

2 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする。

4 受験申込みに必要な書類

- (1) 登録販売者試験受験申請書 2部
- (2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部
- (3) 写真（出願6か月以内に撮影した無帽、上半身のもので、大きさは縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚

※ 令和5年度秋田県登録販売者試験の受験者は、本籍に変更がない場合に限り、令和5年度秋田県登録販売者試験受験票を提出することにより、戸籍抄本又は住民票を省略することができる。

5 受験申請手数料

- (1) 額
17,600円
- (2) 納付方法
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

6 受験申請書の受付期間及び場所等

- (1) 受付期間
令和6年6月4日（火）から同月25日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受付場所
住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課宛て書留郵便をもって送付すること。
- (3) 受験票の送付
出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。令和6年8月7日（水）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。

7 合格発表

令和6年10月1日（火）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

8 受験申請書等の入手方法

- (1) 最寄りの保健所
- (2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」 (<https://www.pref.akita.lg.jp/>)
- (3) 郵送による請求
(1)又は(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課宛て（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は94円分、定形外郵便は120円分）

が必要)を貼った返信用封筒を同封すること。

9 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話018-860-1407

10 受験申請書等についての問合せ先

名 称	所 在 地	電 話
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1	0186-62-1166
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番地1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170
由利本荘保健所	由利本荘市水林408番地	0184-22-4122
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

11 試験結果の提供

試験結果の提供を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は旅券等)を持参し、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に下表の受付場所に直接申し出ること。

届出者	提 供 内 容	受 付 期 間	受 付 場 所
受 験 者	各試験項目の得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、この試験結果については、上記期間経過後も、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、文書による開示請求をすることができる。